

○ 県立学校職員の人事評価に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十三条の二の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその所管に属する学校の職員（以下「職員」という。）について行う人事評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、職員が自ら設定した目標の達成状況等及び職務遂行における資質や能力について自ら申告し、並びに評価する者が職員の職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の育成及び能力開発を図り、もって職員の資質の向上及び学校組織の活性化に資することを目的とする。

(人事評価の対象となる職員の範囲)

第二条 人事評価は、教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が指定する職員以外の全ての職員について行うものとする。

(人事評価の実施基準日等)

第三条 人事評価を実施する最終評価の基準日（以下「評価基準日」という。）は、法第二十二條の規定により条件付採用とされている職員に係る人事評価（以下「条件付採用評価」という。）を除き、毎年度三月一日とする。ただし、年度の中途において昇任、転任、復職その他の事由により評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員その他特に必要があると認められる職員については、教育長が別に定める。

(条件付採用評価)

第四条 条件付採用評価は、当該職員が採用された日から五月（当該職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十二条第一項の規定の適用を受ける職員であるときは、十一月）を経過する日

の翌日を評価基準日として実施する。ただし、この評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員については、教育長が別に定めるところにより実施する。

(人事評価の対象期間)

第五条 人事評価に当たって考慮する勤務の期間（以下「評価対象期間」という。）は、毎年度四月一日から当該人事評価の評価基準日の前日までとする。ただし、第三条ただし書の規定に該当する職員及び当該年度の中途において採用された職員の評価対象期間については、それぞれ当該規定に該当することとなった日又は当該採用された日から当該人事評価の評価基準日の前日までとする。

(評価者等)

第六条 人事評価に係る被評価者、第一次評価者、第二次評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整者」という。）は、次の表のとおりとする。

被評価者	第一次評価者	第二次評価者	調整者
校長	教育長があらかじめ指定する者	教育長	
副校長、教頭及び事務部長		職員の所属する学校の校長	教育長
校長、副校長、教頭及び事務部長以外の	職員の所属する学校の副校長、教頭及び事務部長	職員の所属する学校の校長	教育長

の職員			
-----	--	--	--

(人事評価の方法)

- 第七条 人事評価は、職員が自ら職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者がその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資質や能力について自己申告し、評価者がその評価を行う資質能力育成評価とする。
- 2 職員は、教育長が別に定める評価シート（以下「評価シート」という。）により、自己目標の設定及びその達成状況等を自己申告するとともに、職務遂行上で発揮した資質や能力を自己申告するものとする。
- 3 前項の自己目標の設定及び自己申告を公正に行うため、第二次評価者は、職員が自己目標を設定するとき及び最終評価に際しての自己申告を行うときに当該職員と面談を行うものとする。ただし、副校長を置く学校の校長にあつては、特に必要があると認めるときは、副校長に当該職員との面談を行わせることができる。この場合において、校長は必要に応じ、再度の面談を行うことができるものとする。
- 4 第一次評価者及び第二次評価者は、第二項の自己申告、前項の面談の結果その他教育長が別に定める事項を総合的に勘案し、評価シートにより人事評価を行うものとする。
- 5 調整者は、第二次評価者（教育長を除く。以下同じ。）による人事評価の結果について、特に必要と認めるときは、教育長が別に定めるところにより当該人事評価の結果の調整を行うことができる。

(評価結果の報告)

第八条 第二次評価者は、人事評価の結果を教育長が別に定めるところにより教育長に報告しなければ

ばならない。

(秘密の保持)

第九条 人事評価の結果は、職務上の秘密に属する事項として取り扱わなければならない。ただし、人事評価（条件付採用評価を除く。）の結果は、教育長が別に定めるところにより、当該評価に係る職員に対して開示するものとする。

(苦情の申出)

第十条 校長以外の職員は、前条ただし書きの規定により開示された人事評価の結果に苦情があるときは、教育長が別に定めるところにより教育長に対し、苦情の申出を行うことができる。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、人事評価の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止)

2 県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年宮城県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

(勤務評定書の様式の廃止)

3 勤務評定書の様式（平成十三年宮城県教育委員会告示第十号）は、廃止する。

附 則（平成二五年教委規則第七号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年教委規則第七号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年教委規則第三号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第八号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。